

公立大学法人和歌山県立医科大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程
＜抜粋＞

制 定 平成18年4月1日和医大規程第58号

最終改正 令和7年4月1日和医大規程第13号

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第8条の2 理事長は、次に掲げる職員が、施行細則で定めるところにより、その子（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する子をいう。以下同じ。）を養育するために請求した場合には、業務の運営に支障がある場合を除き、施行細則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(2) 小学校（小学校の課程に相当する課程を有する学校の当該小学校に相当する課程を含む。）に就学している子のある職員であって、施行細則で定めるもの

2 前項（各号を除く。）の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、施行細則で定めるところにより、その子（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する子をいう。以下同じ。）を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、施行細則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、施行細則で定める。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び所定外勤務の制限）

第8条の3 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして施行細則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、施行細則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、施行細則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

3 理事長は、小学校3年生までの子（小学校に相当する課程を有する学校の当該小学校

に相当する課程に就学し、満9歳に達する日の属する学年が終わる日に達するまでの子を含む。)のある職員が、施行細則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして施行細則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、施行細則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、施行細則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは、「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、施行細則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、施行細則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、前項中「小学校3年生までの子（小学校に相当する課程を有する学校の当該小学校に相当する課程に就学し、満9歳に達する日の属する学年が終わる日に達するまでの子を含む。）のある職員が、施行細則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、施行細則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、施行細則で定める。

（介護休暇）

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他施行細則で定める者（第19条の2第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算して186日の範囲内の期間において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、その勤務しない1時間につき、職員給与規程第6条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

（介護時間）

第16条 介護時間は、介護休暇を取得していない職員が第15条第1項に規定する要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連

続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護時間の単位は、30分とする。
- 3 介護時間は、第1項に規定する期間内において、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(職員育児休業等規程第23条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。
- 4 介護時間については、その勤務しない1時間につき、職員給与規程第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。